

近江八幡市漏水による使用水量の減量に関する規程制定のお知らせ

近江八幡市では、水道料金を算定している水道メーターより宅内側の給水管で発生した漏水に対して、近江八幡市漏水による水道料金減額基準に基づいて一定の条件を満たしている場合、料金の一部減額を行っています。

この度、給水条例第19条第1項に定めている、善良な管理者の注意をもって、給水装置を管理しても発見困難な漏水が発生した場合に水道使用者の負担を軽減するため、当該基準を見直し、近江八幡市漏水による使用水量の減量に関する規程として新たに制定しますのでお知らせします。

今後も近江八幡市水道事業への皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

施行日：平成31年10月 1日より

※平成31年10月 1日以降に提出された申請書から新規規程適用となります。

※平成31年 9月30日までに提出された申請書は従来の基準適用となります。

従来の基準からの主な変更点：

- ・減量対象が変更となります。
- ・申請書の提出期限が設定されます。

	水道メーターから給水栓までの給水管での漏水	露出配管での漏水	申請書の提出期限
従来の基準	給湯器、受水槽等以降の給水管での漏水は対象外	対象	なし
新規規程	地中、床下配管等での漏水の場合は対象	対象外	修理完了日の翌日から起算して120日以内

- ・申請書の様式が変更となります。

平成31年10月 1日以降につきましては新様式をご利用いただきますようお願い致します。

新様式は近江八幡市ホームページ及び水道事業所窓口で配布いたします。

ご不明な点がございましたら近江八幡市水道事業所上下水道課までお問い合わせください。

～お問い合わせ先～

近江八幡市水道事業所
上下水道課業務グループ

TEL:0748-36-5536